

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2022年1月17日現在

～2022年1月16日

2022年1月17日～

目次（略）	目次（略）
第1章～第14章（略）	第1章～第14章（略）
別記（略）	別記（略）
	<p>附 則（令和4年1月13日 P S 事推第00868496号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和4年1月17日から実施します。</p>
	<p>（経過措置）</p> <p>2 当社は、令和4年1月17日から令和4年5月9日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更又はタイプ2からの光アクセス回線の新設の申込を伴うタイプ8のコース1に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求の場合を除きます。）と同時に2年の定期利用の申込みを当社が承諾し、令和4年8月31日までにその利用が開始された場合は、次に掲げる通り適用します。</p> <p>（1）料金表第1表第2（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金(新規契約料、転用契約料、事業者変更契約料に係るものに限りません。)を適用しません。</p> <p>（2）タイプ8コース1の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して5料金月について、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りません。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利</p>

～2022年1月16日

2022年1月17日～

用料金) 1-2-2 (定額利用料) に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

<u>区分</u>	<u>基本額の減額 (1～5料金月)</u>
<u>(ア) タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15</u>	<u>5,100円 (5,610円)</u>
<u>(イ) タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24</u>	<u>3,600円 (3,960円)</u>

備考

1 当社は、減額適用期間内に (ア) と (イ) の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。

(3) 光アクセス回線の新規開通工事を伴う申込み場合は、料金表第2表 (工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))) の2-3 (第2種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。)) の提供の開始に関する工事費) の2-3-1 (新規開通工事費) に規定する工事費を適用しません。

(注) 本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>) において掲示することとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いに

~2022年1月16日	2022年1月17日~
	<u>ついては、なお従前のとおりとします。</u>